

務の委託を受けた者」を加える。

第二百十二条第一項第二号中「第二百七十二條」を「第二百七十三條」に改め、同条第六項中「清算保険会社」を「清算保険会社等」に改める。

第二百十四條及び第二百十五條中「外国相互保險会社登記簿」を「外国相互会社登記簿」に改める。

第二百二十三條第十項中「國債」を「國債証券、地方債証券」に改める。

第二百二十六條に次の二項を加える。

2 内閣總理大臣は、引受社員の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保險契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該引受社員に属する免許特定法人又は当該引受社員から日本における業務の委託を受けた者（当該引受社員及び總代理店を除く。次項並びに次条第二項及び第三項において「免許特定法人等から業務の委託を受けた者」という。）に対し、当該免許特定法人又は引受社員の日本における業務又は財産の状況に關し参考となすべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 免許特定法人等から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は

資料の提出を拒むことができる。

第二百二十七条に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、免許特定法人等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、その免許特定法人若しくは引受社員に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 免許特定法人等から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

第二百三十五条第六項中「第二百二十六条及び第二百二十七条」を「第二百二十六条第一項及び第二百二十七条第一項」に、「清算保険会社」を「清算保険会社等」に改める。

第二百四十条第一項第一号中「第二百七十二条」を「第二百七十三条」に改め、同項第三号中「第一百十条第一項及び第三項」を「第七条の二、第一百十条第一項及び第三項」に改める。

第二百四十条の二第一項中「第二百四十条の六、第二百四十三条、第二百五十四条、第二百五十五

条、第二百六十条第一項第二号、第六項及び第八項第二号並びに第二百七十条の六を除き、以下この章を「及び第二百四十条の六を除き、以下この節」に改める。

第二百四十一条第一項中「保険会社の業務」を「保険会社等若しくは外国保険会社等の業務」に、「当該保険会社に対し」を「当該保険会社等又は外国保険会社等に対し」に、「当該保険会社の株式の他の保険会社」を「当該保険会社等若しくは外国保険会社等の株式の他の保険会社等、外国保険会社等」に改め、同条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に、「（保険会社）を」（保険会社等及び外国保険会社等）に、「保険会社を子会社」を「保険会社等又は外国保険会社等を子会社」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 株式を取得することにより少額短期保険業者を子会社とする持株会社となることについて第二百七

十二条の三十五第一項の承認を受けた会社

第二百四十一条第二項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社

第二百四十一条第三項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改める。

第二百四十二条第一項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改める。

第二百四十三条第一項及び第二項中「保険会社」を「保険会社等」に改める。

第二百四十五条を次のように改める。

（業務の停止）

第二百四十五条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理会社は、次に掲げる業務を除き、その業務を停止しなければならない。ただし、保険管理人の申出により、その業務の一部を停止しないことについて内閣総理大臣が必要があると認めた場合の当該業務の一部については、この限りでない。

一 第二百六十六条第一項に規定する加入機構と第二百七十条の六の七第三項の規定による契約を締結した場合において、第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約（以下この条において「補償対象契約」という。）に係る保険金請求権その他の政令で定める権利に係る債権者の請求に基づき、当該補償対象契約の保険金その他の給付金（当該補償対象契約の保険金その他の給付金の額に、当該補償対象契約の種類、予定利率その他の内容、当該請求に係る保険事故が発生した時期等を勘案して内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額に限る。以下「補償対象保険金」という。）

の支払を行う業務（以下「補償対象保険金支払業務」という。）

二 内閣府令・財務省令で定める期間内における特定補償対象契約（補償対象契約のうち保険契約者等の保護のためその存続を図る必要性が低いものとして内閣府令・財務省令で定めるものをいう。以下の同じ。）の解約に係る業務（解約返戻金その他これに類する給付金の支払に係るものを除く。以下「特定補償対象契約解約関連業務」という。）

第二百四十七条第一項中「図ること」の下に「又は特定補償対象契約の解約に係る業務その他の業務が円滑に行われること」を加える。

第二百四十九条の三第一項中「第百三十六条」の下に「（第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第六項中「第十六条の二第一項、第百三十六条の二第一項」の下に「（第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第二百五十条第一項中「保険会社は」を「保険会社等又は外国保険会社等は」に改め、「第二百十條第一項」の下に「及び第二百七十二条の二十九」を、「当該軽微な変更」の下に「特定補償対象契約以外

の補償対象契約（第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約をいう。）について第三項第一号に規定する公告等の時以後に収受した保険料により積み立てるべき責任準備金を減額する変更及び特定補償対象契約について同号に規定する公告等の時以後に発生する解約返戻金その他これに類するものとして内閣府令・財務省令で定める給付金に関しこれら以外の当該特定補償対象契約に係る保険金その他の給付金に比して不利な内容を定める変更」を加え、同条第二項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改め、「係る保険契約」の下に「（特定補償対象契約解約関連業務に係る保険契約を含む。）」を加え、同条第四項中「第一項の保険会社は、外国保険会社等以外の会社であるときは」を「第一項の場合において、保険会社等にあつては」に改め、「第三百三十六条第一項」の下に「（第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）」を加え、「外国保険会社等であるときは」を「外国保険会社等にあつては」に改め、同条第五項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改め、「補償対象保険金支払業務」の下に「及び特定補償対象契約解約関連業務」を加える。

第二百五十一条から第二百五十三条までの規定中「第二百十條第一項」の下に「及び第二百七十二條の二十九」を加える。

第二百五十四条第一項中「保険会社は」を「保険会社等は」に、「当該保険会社」を「当該保険会社等」に改め、同条第三項中「保険会社」を「保険会社等」に改め、同条第四項中「保険会社」を「保険会社等」に改め、「補償対象保険金支払業務」の下に「及び特定補償対象契約解約関連業務」を加える。

第二百五十五条第一項及び第三項中「保険会社」を「保険会社等」に改める。

第二百五十五条の二第一項各号列記以外の部分中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改め、同項第一号及び第二号中「保険会社」を「保険会社等、外国保険会社等」に改め、同条第三項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改め、「補償対象保険金支払業務」の下に「及び特定補償対象契約解約関連業務」を加える。

第二百五十六条第一項中「保険会社」の下に「（外国保険会社等を含む。第二百六十条第一項第二号、第六項及び第八項第二号並びに第二百七十条の六を除き、以下この章において同じ。）」を加える。

第二百五十八条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条ただし書中「保険管理人」とあるのは、「当該破綻^{たん}保険会社」と読み替えるものとする。

第二百六十五条の二十八第二項第三号中「清算保険会社」の下に「（清算に係る保険会社をいう。第二百七十条の八の二及び第二百七十条の八の三において同じ。）」を加える。

第二百六十七条第一項中「見込みがなく保険契約の移転等を行うことが困難な場合」を「見込みがないことその他の理由により保険契約の移転等を行うことが困難な場合」として内閣府令・財務省令で定める場合」に改め、同条第二項中「資料」の下に「その他の内閣府令・財務省令で定める資料」を加える。

第二百七十条の三第二項第一号中「額に、」の下に「補償対象契約の種類、予定利率その他の内容等を勘案して」を加え、同条第三項中「事項」の下に「として内閣府令・財務省令で定めるもの」を加える。

第二百七十条の四第九項中「第百五十五条第一号中「第百三十五条第一項」の下に「（第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）」を加え、「契約」とあるのは「第二百七十条の四第八項の契約」を「契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）」とあるのは「第二百七十条の四第八項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）」に改め、「（第二百十條第一項」の下に「及び第二百七十二條の二十九」を加える。

第二百七十条の五第二項第一号中「額に、」の下に「当該補償対象契約の種類、予定利率その他の内容

等を勘案して」を加える。

第二百七十条の六第二項第一号中「第二百七十四条」を「第二百七十四条の二」に改め、同項第三号中「保険業を営む」を「保険会社である」に改める。

第二百七十条の六の八第二項中「額に」の下に「当該補償対象契約の種類、予定利率その他の内容、当該請求に係る保険事故が発生した時期等を勘案して」を加える。

第二百七十条の八の二第二項中「（第百七十四条第九項に規定する清算保険会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を削る。

第二百七十一条第一項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改め、同条第三項中「及び第二百二十七条」を「第二百二十七条第一項及び第二百七十二条の二十三第一項」に改める。

第二百七十一条の二の四を削る。

第二百七十一条の四第一項中「五日以内」の下に「（保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内）」を加える。

第二百七十一条の二十一第一項中「次条第一項第三号」を「次条第一項第二号の二」に改める。

第二百七十一条の二十二第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 少額短期保険業者

第二百七十一条の二十二第一項第十二号中「又はその子会社」を「、その子会社（第一号、第二号及び第八号に掲げる者に限る。第五項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改め、同条第五項中「又はその子会社」を「、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改め、同条第六項中「この項」の下に「及び第二百七十二条の三十九第六項」を加える。

第二百七十一条の二十四の見出し中「業務報告書」を「業務報告書等」に改め、同条第一項中「記載した」の下に「中間業務報告書及び」を加え、同条第二項中「業務報告書の記載事項」を「中間業務報告書及び業務報告書の記載事項」に改め、「その他」の下に「中間業務報告書及び」を加える。

第二百七十一条の二十七第一項中「又は当該保険持株会社の子会社（当該保険会社と取引するものに限る。次項において同じ。）」を「、当該保険持株会社の子法人等（子会社その他当該保険持株会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第四項において

同じ。〕又は当該保険持株会社から業務の委託を受けた者」に改め、同条第二項中「子会社」を「子法人等又は当該保険持株会社から業務の委託を受けた者」に改める。

第二百七十一条の二十八第二項中「子会社（当該保険会社と取引するものに限る。第四項において同じ。）」を「子法人等若しくは当該保険持株会社から業務の委託を受けた者」に改め、同条第四項中「子会社」を「子法人等又は当該保険持株会社から業務の委託を受けた者」に改める。

第二百七十四条中「保険会社」の下に「又は少額短期保険業者」を加え、同条を第二編第十一章中第二百七十四条の二とする。

第二百七十三条第一号中「又は第二百四十一条第一項」を「第二百四十一条第一項又は第二百七十二條の二十六第一項」に改め、同条第二号中「又は第二百六条」を「第二百六条、第二百七十二條の二十六第一項又は第二百七十二條の二十七」に、「又は第百八十五条第一項の免許」を「若しくは第百八十五条第一項の免許又は第二百七十二條第一項の登録」に改め、同条を第二百七十四条とする。

第二百七十二條の見出し中「免許」を「免許又は登録」に改め、同条第一項中「第二百七十四条において同じ。）」を「第二百七十四条の二において同じ。）」又は「少額短期保険業者」に、「又は第百八十五条

第一項の内閣総理大臣の免許」を「若しくは第百八十五条第一項の免許又は第二百七十二条第一項の登録」に改め、同項第五号中「免許」を「免許又は登録」に改め、同条に次の一項を加える。

3 少額短期保険業者が第三条第一項の免許を受けたときは、第二百七十二条第一項の登録は、その効力を失う。

第二百七十二条を第二百七十三条とする。

第二編中第十一章を第十三章とし、第十章の二を第十一章とし、同章の次に次の一章を加える。

第十二章 少額短期保険業者の特例

第一節 通則

(登録)

第二百七十二条 内閣総理大臣の登録を受けた者は、第三条第一項の規定にかかわらず、少額短期保険業を行うことができる。

2 少額短期保険業者は、小規模事業者（その収受する保険料が政令で定める基準を超えないものをいう。第二百七十二条の二十六第一項第三号において同じ。）でなければならない。

(登録申請手続)

第二百七十二条の二 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 資本の額又は基金の総額

三 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四 少額短期保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容

五 本店その他の事務所の所在地

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 定款

二 事業方法書

三 普通保険約款

四 保険料及び責任準備金の算出方法書

3 第四条第三項の規定は、前項の規定による同項第一号の定款の添付について準用する。

4 第二項第二号から第四号までに掲げる書類には、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

(登録簿への登録)

第二百七十二条の三 内閣総理大臣は、第二百七十二条第一項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を少額短期保険業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、少額短期保険業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第二百七十二条の四 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二百七十二条の二第一項の登録申請書若しくは同条第二項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は相互会社（資本の額又は基金（第五十六条の基金償却積立金を含む。次号において同じ。）の総額が政令で定める額以上の会社（商法特例法第一条の二第一項（定義）（第五十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する大会社を除く。）にあつては、商法特例法第二条第二項（会計監査人の監査）（第五十九条第一項において準用する場合を含む。）の定款の定めがあるものに限る。）でない者

二 資本の額又は基金の総額が保険契約者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める額に満たない株式会社又は相互会社（以下この項において「株式会社等」という。）

三 純資産額が前号に規定する政令で定める額に満たない株式会社等

四 定款の規定が法令に適合しない株式会社等

五 第二百七十二条の二第二項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合しない株式会社等

イ 保険契約の内容が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

ロ 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ハ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

ニ 保険契約の内容が、当該株式会社等の支払能力に照らし、過大な危険の引受けを行うものでないこと。

ホ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。

六 第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に記載された保険料及び責任準備金の算出方法が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人による確認が行われていない株式会社等

七 第三百三十三条若しくは第三百二十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類

の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

八 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない株式会社等

九 他に行う業務が第二百七十二条の十一第二項ただし書に規定する内閣府令で定める業務以外の業務である株式会社等又は当該他に行う業務がその少額短期保険業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる株式会社等

十 取締役、執行役又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 外国の法令上成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と同様に取り扱われている者

ロ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わ

り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 第三百三十三条若しくは第三百三十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百五条若しくは第二百六条の規定により第八十五条第一項の免許を取り消され、第二百三十一条若しくは第二百三十二条の規定により第二百十九条第一項の免許を取り消され、第二百七十二條の二十六第一項若しくは第二百七十二條の二十七の規定により第二百七十二條第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、執行役若しくは監査役又は日本における代表者であつた者（これらに類する役職にあつた者を含む。）でその取消しの日から五年を経過しない者

二 第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当

該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第三百三十三条の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役若しくは監査役、第二百七十二条の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役若しくは監査役又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役若しくは監査役若しくは日本における代表者(これらに類する役職にあつた者を含む。)で、その処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ 第八号に規定する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

十一 少額短期保険業を的確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社等

十二 保険会社

2 前項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算する。

(供託)

第二百七十二条の五 少額短期保険業者は、保険契約者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める額の金銭を本店又は主たる事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、少額短期保険業者に対し、その少額短期保険業を開始する前に、前項の政令で定める額のほか、相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。

3 少額短期保険業者は、政令で定めるところにより、当該少額短期保険業者のために所要の供託金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなっている金額（以下この条において「契約金額」という。）につき前二項の規定により供託する供託金の全部又は一部を供託しないことができる。